

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570 - 003 - 110

女性の人権ホットライン (家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番 (いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

法務省インターネット人権相談窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

コロナ差別相談ダイヤル

☎ 073-441-2563

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課 (吉備庁舎)

電話 22-3291

ファクス 52-3210

人権に関する講演を聞いて

2月に、和歌山県人権啓発センターの方の講演を聞く機会がありました。講演を聞き、そこでいただいた「初めて読む世界人権宣言」という冊子を読んで思ったことを書きます。

結論から書くと「この世界はみんな違ってみんないいっていうふうには、なかなかならないんだということ。だけど、それを目指して努力していくことが大切なことかな」ということ。

人は自分や自分を含む集団、家族、地域や国、人種、宗教などとそれ以外の集団については、どうしても自分の属する方を優先しがちです。それは昔から「善人の家に争いは絶えない」といわれているように、相手側に対して自分の方が絶対に正しいと思っている限り、争いは絶えません。まして暴力や武力によって解決しようとするのは論外です。そして経験や想像力が乏しければ、相手の気持ちになって考えるのはなかなか難しいことです。

だからこそ第二次世界大戦の後

に、世界のたくさんの人々が話し合い考え合って「世界人権宣言」ができました。

私たち一人一人が他者の権利を侵さない範囲で自由と平和が保たれる努力をすることが大事です。最後に小説家の大江健三郎さんの言葉で結びます。

『小さなものらに、／老人は答えたい、私は生き直すことができない。しかし／私らは生き直すことができる。』

人権機関有田川委員 亀井道子



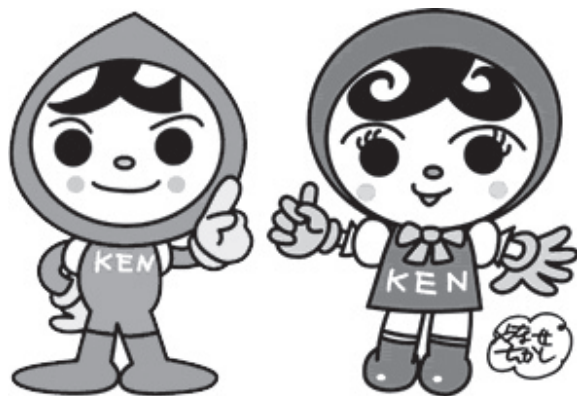
6月1日は 人権擁護委員の日

人権擁護委員法は、昭和24年(1949年)6月1日に施行されました。全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員

の日」と定め、特設人権相談所の開設や人権尊重思想の啓発に努めています。有田川町では、この日に合わせ人権擁護委員による人権特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。

●人権特設相談所

・日時／6月1日(木) 13時～16時
・場所／きびドーム・金屋文化保健センター・清水会館



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

令和5年度(2023年度)より、担当課が「社会教育課」から「総務課」に変更となりました。